

令和4年10月28日招集

第29回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第29回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和4年10月28日午前9時30分から下記議案審議のため第29回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第91号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

第92号議案 あっせん譲受等候補者の登録について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君		18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

3番 長谷川正典 君	17番 増井敬治 君
------------	------------

本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

下条1番 井上長治 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁君
------------	----------

議長(永井尚文君)	(開会時刻:午前9時30分) おはようございます。 本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは議事に入ります。 報告いたします。 本日欠席の通告がありました農業委員は、3番 長谷川正典君、17番 増井敬治君であります。 ただ今の出席農業委員数は、17 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 29回定例総会を開会いたします。 なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、下条 1 番 井上長治君であります。 議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、2番 西村修市君、4番 坂内長市君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議長(永井尚文君)	それでは議案の審議に入ります。 採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。 最初に、第 91 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。 なお、〇〇〇〇委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。 (〇〇〇〇委員退席)
議長(永井尚文君) 事務局(大竹久範君)	それでは、事務局の説明をお願いします。 はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の1ページをお願いいたします。 【議案第 91 号朗読後、説明】 番号1の譲渡人は、県外に居住しているため、所有している農地の処分を希望しており、今年から保全管理を委託した譲受人に贈与することを協議した結果、譲受人から合意を得られたため申請が行われたものです。 申請地は、後須田第4地区の北側に位置しており、住宅地と農地が混在している地域に所在しています。 この申請について、許可の要件を満たしているか、譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人は現在住所が市外にありますが、農業は実家のある後須田を拠点として経営しています。譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。農業経営では、譲受人と父に農作業への常時

従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

つづきまして、番号2について説明いたします。

番号2の申請地は、これまで賃借権が設定され譲受人が耕作していました。このたび、譲渡人が資産の整理を進める中で、耕作者である譲受人に申請地の譲渡について協議した結果、譲受人から合意を得られたため申請が行われたものです。

申請地は、田中新田集落の北側に位置する田です。

この申請について、許可の要件を満たしているか、譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。譲受人は専業農家であり、農業経営では譲受人、父及び母に年間 150 日以上農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。申請地では、これまでの賃貸借の関係にあったときと変わらない作付けが行われることになっています。

なお、この申請地の権利移転についても、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号2の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

2番 西村委員。

2番(西村修市君)

2番、西村です。

10月15日に渡邊委員と、申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

番号1の申請地は、譲受人の実家から北に〇〇メートルの所にありました。現在は、休耕の状態となっていました。雑草の伸びは少なく、これまで管理が行われてきたことが確認できました。現状で周辺の田の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後は譲受人のもとで適正に利用されることによって周辺の環境は良好になると考えられることから、周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断してきました。

次に、番号2について報告いたします。

議長(永井尚文君)

申請地は集落の近くにある田で、譲受人が現在耕作している田と同一区画となっていました。圃場内は、稲刈りの跡が残っており、これまで適正に耕作されてきたものと判断されました。

申請地の位置及び利用状況から権利移転後も適正な利用が行われるものと考えられ、周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

はい、ご苦労様でした。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番(飯岡佐治雄君)

はい。7番飯岡ですけれども、この議案に関して農機具の保有状況とか、そういうふうな書類っていうのは、今回は載ってねんかね。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

はい、事務局 美原です。

農機具の保有状況とか、3条許可の場合ですと載せてはいないです。

ただ、申請書の中で、台数とかは記載されておりまして、その審査をしまして、先ほどの説明のとおり、番号1については保有している機械能力等から見て、権利移転を受ける農地の耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるもの、見込まれると判断しておりますし、番号2についても同じように、保有している機械能力等から見て、権利移転を受ける農地全てを効率的に利用できるものと判断しております。

7番(飯岡佐治雄君)

そうですね。現地調査の時に、そういうような判断をしたのは、それはそれで良いんですけれども、あれってどういう時載せるんだったかね。耕作者の年齢とか、何人とか。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

はい、事務局 美原です。

飯岡委員の言われているのは、利用集積計画の時に載せているものだと思います。

議長(永井尚文君)

よろしいですか。

7番(飯岡佐治雄君)

もう一つ。3ページの所に、〇〇〇〇さんが 3, 500 m²返しますよと言われているんですけれども、〇〇〇〇さんの考えが決まらないから、残りの土地はどうしようか迷っているんでしょうけれど、今回は〇〇〇〇さんの 200 m²だけなんですよね。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

はい、事務局 美原です。

3ページは、この議案に関連してますけれども、3ページの解約については2筆解約されているんですけれども、小さい方は今回の3条許可の申請で贈与するということなんですけれども、もう1筆の方は売りたいという意向が有りまして、今日、あつ旋の申し出をいただいております。須田地区の方であつ旋の準備を進めているところです。

議長(永井尚文君)

よろしいですか。

7番(飯岡佐治雄君)

はい。

議長(永井尚文君)

他にご質問のある方。

議長(永井尚文君)	(「なし」の声あり。) ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
議長(永井尚文君)	挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。 退席委員の着席を求めます。 (〇〇〇〇委員着席)
議長(永井尚文君)	退席委員に報告します。本議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 92 号議案 「あっせん譲受等候補者の登録について」を上程いたします。
事務局(大竹久範君)	それでは、事務局の説明をお願いします。 はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の 2 ページをお願いいたします。 【議案第 92 号朗読後、説明】 あっせん事業における農地の受け手となるためには、「加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」第3に定める農用地等の権利取得者の要件である基準面積及び資本装備の水準を満たし、「あっせん譲受等候補者名簿」に登録された者でなければなりません。 番号1の申請人は、経営の規模拡大と安定化を目標としており、その目標の達成のため名簿登載の申請が行われたものです。 申請内容を確認しますと、現在の経営面積は、あっせん基準で定められた水稻専業経営の基準面積 152 アールを超えており、経営に供する資本装備も確保されています。 以上の事柄から申請人があっせん譲受等候補者名簿に登載できる要件を満たしていると判断されます。 説明は以上でございます。
議長(永井尚文君)	事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり。) ないようですので、農業委員による採決をいたします。
議長(永井尚文君)	本議案について、申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) 挙手、全員でありますので、本議案の申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 9 時 51 分)

議長(永井尚文君)	これより、報告案件をお願いいたします。
事務局(大竹久範君)	事務局の説明をお願いします。
	はい、事務局長 大竹です。
	それでは、議案の 3 ページをお願いします。
	【報告第 1 号朗読】
	番号1は賃借人に所有権を移転するため解約されたものです。
	続きまして、4 ページをお願いします。
	【報告第 2 号朗読】
	報告は以上です。
議長(永井尚文君)	事務局の説明が終わりました。
	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(しばらく声なし)
議長(永井尚文君)	ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議長(永井尚文君)	次に、事務報告をお願いいたします。
	令和 4 年 9 月 30 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。
	(事務報告)
	【議案 7 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】
議長(永井尚文君)	以上で事務報告が終わりました。
	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(しばらく声なし)
議長(永井尚文君)	それでは、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。
	これにて、加茂市農業委員会第 29 回定期総会を終了いたします。
	(閉会時刻:午前 10 時 01 分閉会)

令和4年 10 月 28 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

2 番 委 員

.....

4 番 委 員

.....